

Exhaust System Series

排気装置シリーズ

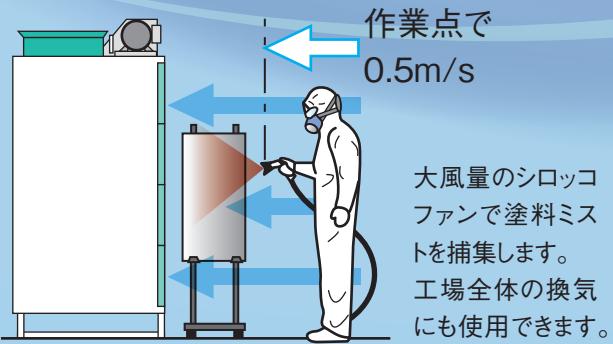


大風量
シロッコファン
タイプ



大風量
シロッコファン
照明付タイプ

外付式 局所排気装置



OPTION

●防爆機器仕様変更は可能です。
別途ご相談ください。

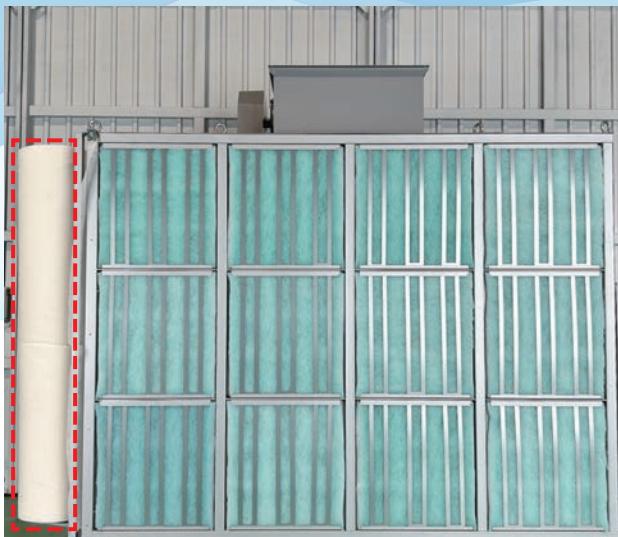
CUBIC
SYSTEM

明々工業株式会社

プレロールフィルター仕様



使用例



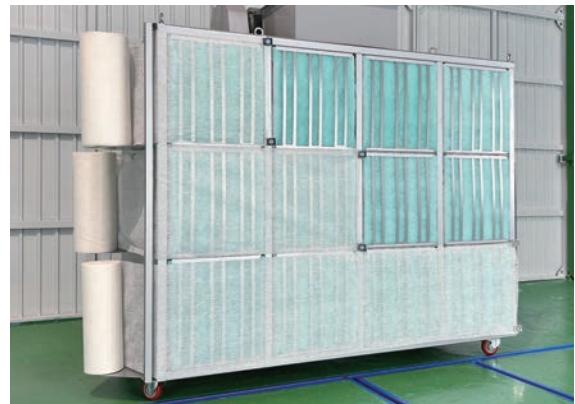
プレロールフィルター1500mm巻き



プレロールフィルター

プレロールフィルターは、メインの排気フィルターの寿命を延ばす補助フィルターです。

幅「500mm」「1000mm」「1500mm」長さ50M巻き、100M巻きの種類があります。



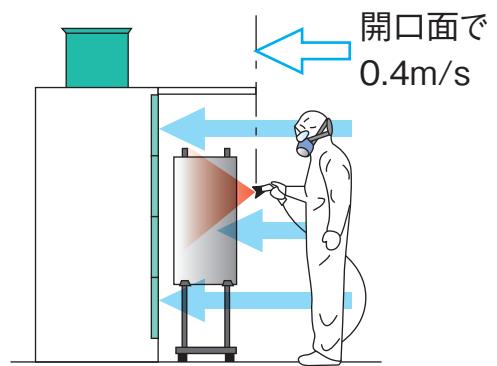
プレロールフィルター500mm巻き×3

囲い式タイプ



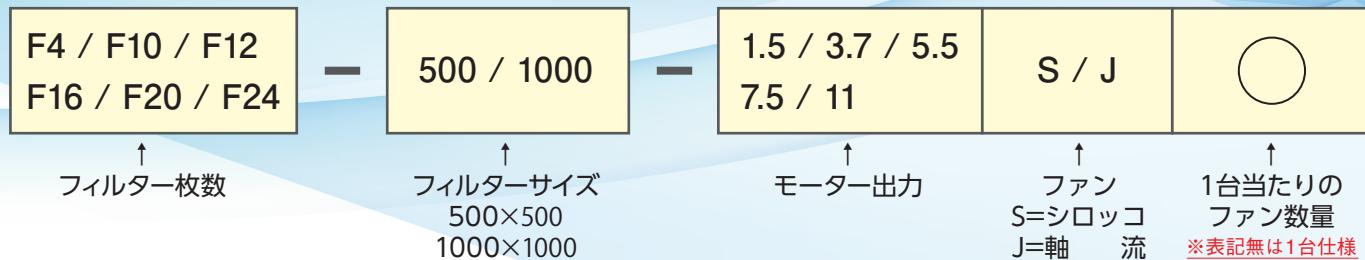
フード付
軸流ファン
タイプ

囲い式 局所排気装置



●フードの形状・仕様はご相談ください。
●防爆機器仕様変更は可能です。別途ご相談ください。

床置き式排気装置型式



※F4は軸流ファン1.5kwのみ/軸流ファン3.7kwと5.5kwのみ

※1.5kw～3.7kw直始動のみ 5.5kw～スタートデルタ (オプション：インバーター)

| 設備風量 (推定値) | | | | | | | |
|------------|---------|----------------------|---------|----------|---------|----------------------|------|
| | 軸流 ファン | | | シロッコ ファン | | | |
| 1.5kw | 50/60Hz | 110m ³ /m | 静圧200Pa | 50Hz | 静圧150Pa | 232m ³ /m | 60Hz |
| 3.7kw | 50/60Hz | 220m ³ /m | 静圧300Pa | | 静圧300Pa | 265m ³ /m | |
| 5.5kw | 50/60Hz | 315m ³ /m | 静圧350Pa | | 静圧350Pa | 285m ³ /m | |
| 7.5kw | | | | | 静圧350Pa | 392m ³ /m | |
| 11kw | | | | | 静圧350Pa | 402m ³ /m | |

※ダクトの形状等によって風量が出ない場合があります。

排気装置シリーズ 導入例



F24-500-5.5S



F12-1000-5.5J3



F12-500-5.5S



F12-500-3.7J



F10-500-3.7J



F4-500-1.5J



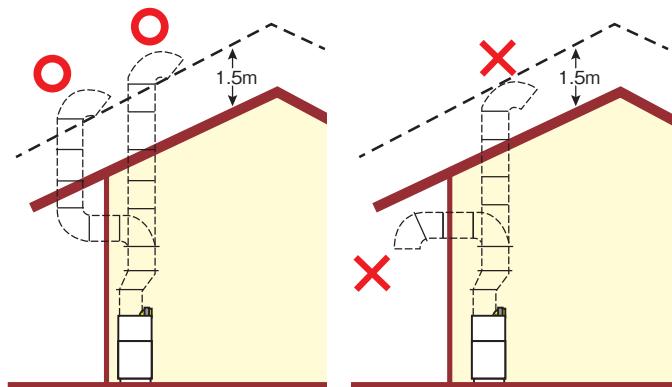
F20-500-5.5J2



F16-500-5.5J

注意事項

排気ダクト施工計画時の注意



排気ダクトは以下の位置に設置してください。

- 労働安全衛生法により、排気口の位置が定められています。排気口の下面が、屋根面より1.5m以上 の高さで、直接外気に向かって解放するよう施工してください。
- 排気ダクトは圧力損失を少なくする為、曲がり箇所をできるだけ少なくし、無理のない形状のダクトレイアウトで施工してください。

(注) 排気ダクトの圧力損失が大きく、標準のファンでは対応できない場合があります。弊社営業スタッフにご相談ください。

全体換気装置の性能

特例許可申請

有機溶剤中毒予防規則 第三章 第十七条

全体換気装置は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる式により計算した。一分間当たりの換気量(区分の異なる有機溶剤等を同時に消費するときは、それぞれの区分ごとに計算した。一分間当たりの換気量を合算した量)を出し得る能力を有するものでなければなりません。

| 消費する有機溶剤等の区分 | 一分間当たりの換気量 |
|--------------|------------|
| 第一種有機溶剤等 | $Q=0.3W$ |
| 第二種有機溶剤等 | $Q=0.04W$ |
| 第三種有機溶剤等 | $Q=0.01W$ |

この表において、QおよびWはそれぞれ次の数値を表す
Q:一分間当たりの換気量(立方メートル)
W:作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量(グラム)

設置の届出

局所排気装置、ブッシュブル型換気装置を設置する場合、その計画を工事開始日の30日前までに、労働基準監督署に届出が必要です。

当社では、手続きに必要な書類作成のお手伝いをしております。

必要書類

- 設置届け(様式第20号)
- 局所排気装置適要書(様式第25号)又はブッシュブル型換気装置(様式第26号)
- 工場全体図、工場周辺見取り図
- 機械の概要図
- カタログ
- 圧力損失計算書

騒音規制法

特定施設の設置の届出

第二章 十六条

指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の開始日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を(内容省略)市町村長に届出なければならない。

※地域の条例により規制値が違うため、事前の確認が必要です。

振動規制法(都道府県条例、市条例)

ご使用の地域により、条例の確認が必要です。条例が定められている場合、届出が必要となります。

必要書類

- 設置届け(様式1)
- 工場全体図、工場周辺見取り図
- 機械の概要図、機械の使用など
- 隣地境界線での予想騒音値

!**有機溶剤作業で御使用いただく場合、電気設備の仕様を以下のように推奨しています。**



明々工業株式会社

本社・工場 〒677-0032 兵庫県西脇市中畠町1479-17
TEL (0795) 22-8882 (代) FAX (0795) 22-8887
関東支店 〒277-0871 千葉県柏市若柴162-21
TEL (04) 7132-9966 (代) FAX (04) 7132-9981

ホームページ



Instagram

